

※この法令は廃止されています。
平成十三年環境省令第四十一号

経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める省令
特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（平成五年政令第二百八十二号）第二条第一項の規定に基づき、経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める省令の全部を改正する省令を次のように定める。

経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める省令（平成五年政令第二百八十二号）の全部を次のように改正する。
特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令第二条第一項に規定する、経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定（以下「理事会決定」という。）に基づき我が国が規制を行うことが必要な物は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその处分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）附属書IVBに掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて、次のいずれかに該当するものとする。

一 別表第一に掲げる物又はそのいずれかを含む物
二 前号に掲げる物及び別表第二に掲げる物のいずれにも該当しない物であつて、条約附属書IIに掲げる有害な特性のいずれかを有するもの
三 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十一年六月一八日環境省令第一二号) 抄

1 この省令は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十七号）の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

別表第一

一 条約附属書I I 及びV I I I のA一一八〇に掲げる物	二 条約附属書V I I I のA二〇六〇に掲げる物	三 金属を含む物であつて次に掲げるもの	四 金属を含む物であつて次に掲げるもの	五 無機物又は有機物を含むおそれのある物であつて次に掲げるもの
一 条約附属書V I I I のA一一八〇に掲げる物		一 灰、残滓、スラグ、ドロス、スキミング、スケール、ダスト、粉、汚泥及びケキ（以下「灰等」という。）であつて鉄鋼の製造に伴い生ずるもの（別表第二に掲げるものを除く。）	一 条約附属書IXのB一一〇〇に掲げる物（次に掲げる物を除く。）	一 複写用又は写真用の化学品又は材料の製造、調合又は使用に伴い生ずる物
二 条約附属書V I I I のA一一八〇に掲げる物		二 バナジウム又はバナジウム化合物を含む灰等	二 プラスチックの表面処理（シアン化合物を使用する場合を除く。）から生ずる物	二 プラスチックの表面処理（シアン化合物を使用する場合を除く。）から生ずる物
A A A A A A	A A A A A A	A A A A A A	A A A A A A	A A A A A A
A B A B A B	A B A B A B	A B A B A B	A B A B A B	A B A B A B
B C D E F G	B C D E F G	B C D E F G	B C D E F G	B C D E F G
一五〇	一三〇	一二〇	一〇〇	一七〇

五	一 条約附属書IXに掲げる物（次に掲げる物を除く。） 一 条約附属書IXのB一一〇〇に掲げる物（銅の処理又は製錬を更に行うための工程から生ずるスラグに限る。） 二 条約附属書IXのB一一〇〇に掲げる物 三 条約附属書IXのB二二〇五〇に掲げる物 四 二 パリント配線基盤、電子部品、電線その他の電子スクラップ及び規格外の電子部品であつて卑金属又は貴金属の回収に適したもの 三 解体される船舶及び海上浮体構造物（貨物及び船舶の運行に伴い生ずる物を除去したものに限る。） 四 廃自動車（液状の物を除去したものに限る。） 五 使用済みの流動触媒（液体を除く。）（例えば、酸化アルミニウム、ゼオライト） 六 飛散性を有する金属のくずであつて次に掲げるもののくず イ モリブデン（合金であるものを含む。）のくず ロ タングステン（合金であるものを含む。）のくず ハ タンタル（合金であるものを含む。）のくず ニ チタン（合金であるものを含む。）のくず ホ ニオブ（合金であるものを含む。）のくず ヘ レニウム（合金であるものを含む。）のくず ガラスファイバー（別表第一に掲げるものを除く。）	一 一 アスファルト（別表第二に掲げるものを除く。） 一 水圧液体 三 ブレーキ用液体 四 不凍液 五 クロロフルオロカーボン類 六 ハロン類 七 コルク及び木材であつて化学処理されたもの 八 界面活性剤 九 豚のふん尿 十 下水汚泥	一 A C C C C C 二 A C C C C C 三 A C C C C C 四 A C C C C C 五 A C C C C C 六 A C C C C C 七 A C C C C C 八 A C C C C C 九 A C C C C C 十 A C C C C C
G E O D E F G	G C C C C C C	G C C C C C C	
一五〇	一三〇	一二〇	
G C C C C C C	G C C C C C C	G C C C C C C	

		成形後焼成されている陶磁器のくず（セラミック製の容器を含み、使用前であるか否かを問わない。）	
七		無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある物であつて次に掲げるもの	
一 燃え殻及びスラグタップから排出されるスラグ（石炭火力発電所から生ずるものに限る。）	GG○三〇		GG○三〇
二 石炭火力発電所から生ずる飛灰	GG○四〇		GG○四〇
三 道路の建設又は修繕に伴い生ずるアスファルトであつて、タルを含まないもの	GG一六〇		GG一六〇
四 塩化ビニルの重合体のくず	GH○一三		GH○一三
五 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	GJ一四〇		GJ一四〇
六 食品加工業において生ずる動物性又は植物性の食用油脂（例えば、揚げ油）	GM一四〇		GM一四〇
七 十一 なめし処理、皮革加工又は皮革利用から生ずる物であつて次に掲げるもの			
一 豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラン製造用の獸毛のくず	GN○一〇		
二 馬毛のくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるか否かを問わない。）	GN○一〇		
三 羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工していないものの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるか否かを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工していないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）	GN○三〇		
八 条約附属書 I I I に掲げる特性を有することとなつた物を含まないものとする。			
九 条約附属書 I I I に掲げる特性を有することとなつた物を含まないものとする。			
十 条約附属書 I I I に掲げる特性を有することとなつた物を含まないものとする。			
備考			
1 一の項に掲げる物のうち、条約附属書 I X の B 一〇一〇中「塊状のもの」とあるのは「塊状のもの（飛散性を有しない金属のくずを含む。）」と、B 三〇一〇中「次のいずれかのふつ化重合化体」とあるのは「ふつ化エチレン重合化合体及び共重合化合体（P T F E）」その他次のいずれかのふつ化重合化体」と読み替えるものとする。			
2 二の項及び六の項に掲げる物については飛散性を有するものを除く。			
3 二から十一までの項の下欄に掲げるものは、理事会決定附属書 3 の番号である。			
4 この表に掲げる物には、条約附属書 I に掲げる物のいづれかが付着し、又は混入したことにより、条約附属書 I I I に掲げる特性を有することとなつた物を含まないものとする。			